

障害者福祉タクシー料金助成利用券の使用上の注意

障害者福祉タクシー料金助成利用券(以下「利用券」という。)を使用する際には、利用券に記載された注意事項を守って利用するとともに、次の事項についてご承諾いただいた上でご利用ください。

1. 今回お渡しする利用券(桃色)は、次の期間のみ使用できます

令和6年4月1日(月)から 令和7年3月31日(月)まで

2. 利用券への助成金額の記入は運転手が行います
 3. 利用券使用時は、必ず障害者手帳を運転手に見せて、本人確認を受けてください
→本人確認ができない場合、利用券は使用できません
→運転手が確認した手帳番号を利用券に記入します
 4. 受給者が市外へ引越しをした場合、利用券は使用できません(施設入所を除く)
 5. 利用券1枚の助成上限金額は「タクシー乗車時の初乗運賃の9割以内の額でタクシー事業者と契約した額」です
 6. 車イスやストレッチャー等による乗車が可能なタクシー(時間制運賃のものは、「迎車料金」の助成はありません)
 7. 利用券は、乗車1回につき最大6枚まで使えます
 8. 利用券の助成上限金額に満たない場合、差額分を釣り銭として受け取ることはできません
 9. この制度は、障がいのある方が外出した際、実際に利用したタクシーの料金の助成を行うことにより、外出の支援を行うことを目的にしています
 10. 今年度は高齢者外出支援サービス利用券の交付を受けることができません
 11. 自動車税の減免を申請された場合、利用券及び助成金額全額の返還をしていただきます
- 利用券は、「金券」として配布しているものではありません

(運転手への「心付け(チップ)」として渡すことはできません)

令和6年4月1日

《問合せ先》

知立市役所 福祉課 障がい福祉係

電話:0566-95-0118(直通)

FAX:0566-83-1141



利用券の財源は「税金」です。注意事項等を守って正しく使用してください。

ウラ面へ

【 利用券の使用方法について 】

- ・利用券使用時は、必ず障害者手帳を運転手に見せて、本人確認を受けてください。
- ・タクシー乗車時の初乗運賃の9割以内の額でタクシー事業者と契約した額が助成上限金額となります。
- ・タクシー業者ごとに契約金額が異なります。乗車したタクシー業者様にご確認ください。
- ・支払金額が助成上限金額よりも少ない場合に、差額分を釣り銭として受け取ることはできません。

登録タクシー業者（令和6年4月1日現在）

| | ※福祉タクシー | 電話番号 |
|-------------------|---------|---------------|
| 名鉄東部交通(名鉄タクシー) | | 0566-81-1276 |
| 大興タクシー | ○ | 0566-21-3418 |
| 名鉄知多タクシー(株) | | 0569-37-1112 |
| リフト付介護タクシー福祉の足 | ○ | 0562-92-4886 |
| 介護タクシーさくら | ○ | 0120-396-015 |
| 福祉タクシーあいあい | ○ | 0800-200-0500 |
| 刈交タクシー | ○ | 0566-21-4503 |
| 名鉄タクシーホールディングス(株) | | 0570-085-255 |
| (株)みかわケア介護・福祉タクシー | ○ | 0566-91-8969 |
| 合同会社介護タクシースマイル | ○ | 0566-21-7441 |
| こうしん介護タクシー | ○ | 0120-47-1148 |
| 介護タクシーえん | ○ | 0566-78-0178 |
| 介護タクシーカルカル | ○ | 0566-95-8375 |
| 福祉タクシーよしはら | ○ | 052-885-0818 |
| (株)エクスプレス・サービス | | 0566-74-6677 |
| ニコニコ介護タクシー | ○ | 080-9732-2525 |

※ 福祉タクシー:車イスやストレッチャー等による乗車が可能なタクシーがあるタクシー業者